

令和7年度伊勢崎市浄化槽整備事業費補助金交付の手引き

【事業概要】

公共下水道などの整備予定がない区域で、既存単独処理浄化槽又はくみ取り槽を撤去、又は雨水貯留施設に再利用し、自らが居住する住宅に合併処理浄化槽を設置する個人に対し、浄化槽設置工事費の一部を助成します。

1. 補助対象区域

浄化槽を設置する場所が、公共下水道・農業集落排水の供用開始区域外、市設置型浄化槽の整備区域外の場合に補助対象となります。

補助対象地域については、市ホームページに掲載している「伊勢崎市の汚水処理（公共下水道・浄化槽・農業集落排水）」を確認いただくか、上下水道局下水道整備課（27-2777）へお問い合わせください。

2. 申請受付期間

令和7年4月1日（火）から令和8年1月30日（金）まで

- （1）申請書類は工事の着工前に資源循環課窓口（清掃リサイクルセンター21 管理棟2階）へ提出してください。
- （2）書類に不備があった場合は、全て揃った日が受付日となります。
- （3）申請受付期間内であっても、予算額に達した時点で受付を終了します。

3. 実績報告書提出期限

浄化槽設置工事が完了した日から30日以内または令和8年2月27日（金）のいずれか早い日まで（※浄化槽設置工事完了とは、住宅が完成し浄化槽が接続された状態です。）。

4. 補助金額

①建替等設置

単独処理浄化槽やくみ取り槽を使用している住宅の建替え等に伴い、合併処理浄化槽を設置（増築などの建築確認を伴う工事を含む）

設置する浄化槽の規模	建替等設置（限度額）
5人槽	250,000円
7人槽	280,000円
10人槽	310,000円

②転換設置＋宅内配管工事＋撤去（再利用）工事

単独処理浄化槽からの転換設置について

既存の単独処理浄化槽を適正に撤去、または、雨水貯留施設に再利用し、合併処理浄化槽を設置（建築確認を伴わない工事）

設置する浄化槽の人槽区分	転換設置	宅内配管工事	撤去工事	合計（限度額）
5人槽	350,000円	300,000円	(撤去の場合) 120,000円 ※1	770,000円
7人槽	380,000円			800,000円
10人槽	410,000円			830,000円

※1 既存の単独処理浄化槽を再利用する場合の補助限度額は9万円となります。

くみ取り槽からの転換設置について

既存のくみ取り槽を適正に撤去し、合併処理浄化槽を設置（建築確認を伴わない工事）

設置する浄化槽の人槽区分	転換設置	宅内配管工事	撤去工事	合計（限度額）
5人槽	350,000円	300,000円	90,000円	740,000円
7人槽	380,000円			770,000円
10人槽	410,000円			800,000円

③準転換設置＋宅内配管工事

単独処理浄化槽やくみ取り槽をやむ得ない理由により撤去できずに合併処理浄化槽を設置（建築確認を伴わない工事）

設置する浄化槽の規模	転換設置	宅内配管工事	合計（限度額）
5人槽	150,000円	300,000円	450,000円
7人槽	180,000円	300,000円	480,000円
10人槽	210,000円	300,000円	510,000円

【補助対象要件】

●対象となる方

補助対象区域内において、自らが居住する住宅又は居住用部分が2分の1以上を占める店舗等併用住宅に合併処理浄化槽を設置するため、合併処理浄化槽設置工事着工前に補助金交付申請を行い、交付決定に基づき設置した個人

●対象とならない方

- ①賃貸借又は販売等の目的の専用住宅に浄化槽を設置する方
- ②共有名義の専用住宅に居住する方で、他の所有者の承諾が得られない方
- ③専用住宅を継続的に使用すると認められない方
- ④交付決定日の属する年度の補助事業期間内に補助事業を完了できない方
- ⑤市税等の滞納がある者
- ⑥過去に伊勢崎市浄化槽整備事業費補助金の交付を受けた者
- ⑦公共事業（区画整理事業や道路の拡幅等）に係る浄化槽等の補償を受けている方

●補助の対象となる合併処理浄化槽

- ①高度処理型かつ環境配慮型の10人槽以下の合併処理浄化槽
 - ②小型合併処理浄化槽機能保証制度により保証登録されたもの
- ※環境配慮型浄化槽適合機種（機種一覧）については、一般社団法人浄化槽システム協会ホームページを参照してください。

●対象経費

建替等設置

- ① 合併処理浄化槽設置工事（※1）

転換設置＋宅内配管工事＋撤去（再利用）工事

- ①合併処理浄化槽設置工事
- ②既存単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去処分費用（※2）
- ③宅内配管工事費（※3）

◎対象経費が補助額を下回る場合は、対象経費（千円未満切り捨て）が、交付金額になります。

（※1）合併処理浄化槽購入費及び設置工事費

（※2）既存単独処理浄化槽又はくみ取り槽の清掃、消毒、汚泥処理、撤去、収集運搬、中間処理及び最終処分に要する費用（既存単独処理浄化槽を雨水貯留施設として再利用する場合は、雨水貯留施設の設置費用）

（※3）生活排水を浄化槽に流入させるための管及び浄化槽で処理した水を公共用水域に放流させるために必要な管及びその設置工事（放流ポンプ槽の設置工事含む）に要する費用

【補助金手続き方法】

● 交付申請について

下記の書類を資源循環課窓口まで提出してください。

申請受付期間 令和7年4月1日（火）から令和8年1月30日（金）まで

※工事を開始する日の14日前までに申請してください。

※受付期間内であっても、予算額に達した場合は、受付を終了します。

※提出された書類を審査した後、補助金交付の可否が決定されます。

交付申請に必要な書類

①	交付申請書（様式第1号） ※申請者欄は必ず本人自署	☐
②	建築確認通知書（建築確認済証、浄化槽仕様書）の写し または、審査機関を経由した浄化槽設置届出書の写し	☐
③	環境保全に関する誓約書の写し	☐
④	設置場所の案内図、建物及び敷地に関する配置図及び平面図 → <u>敷地内すべての建物とすべての階の平面図</u>	☐
⑤	浄化槽の設備に関する配置図及び排水配管図	☐
⑥	見積書の写し→ <u>該当する補助対象経費（①から③）の内訳がそれぞれ記載されたもの</u> ①合併処理浄化槽設置工事（浄化槽の本体価格がわかるもの） ②既存単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去処分費用（処分の価格がわかるもの） ③宅内配管工事費（枦、配管の数量、価格がわかるもの）	☐
⑦	浄化槽設置工事に関する誓約書（別紙1）の写し	☐
⑧	浄化槽の維持管理等に関する誓約書（別紙2） ※必ず本人自署	☐
⑨	単独処理浄化槽又はくみ取り槽を設置していることが確認できる写真	☐
⑩	型式適合認定書（仕様書及び図面を含む）の写し ブロワの仕様書→ <u>設置するブロワの型式及び消費電力が確認できるもの</u>	☐
⑪	登録浄化槽管理票（C票）	☐
⑫	全国浄化槽推進市町村協議会の登録証の写し	☐
⑬	小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証（市町村用）	☐
⑭	浄化槽設備士免状の写し → <u>昭和62年以前の場合は、修了証の写しも添付</u>	☐
⑮	完納証明書の写し → <u>市（区町村）税に滞納がないことを示す証明書</u> 申請時の現住所の市区町村が発行する完納証明書を提出してください	☐
⑯	転換撤去等の確認書（別紙3）	☐
⑰	その他市長が必要と認めた書類 ・底版コンクリートを現場で打設する場合は、基礎工事の設計図（砕石、捨てコンクリート、底版コンクリートの厚さ、配筋の寸法がわかるもの） ・既成底版コンクリート（プレキャスト）を使用する場合は、製品配筋図等（プレキャストの寸法や配筋の内容がわかるもの） ・放流ポンプ槽を設置する場合は、放流ポンプの仕様書	☐

○申請内容に変更が生じた場合

申請内容を変更したい場合は、必ず事前に相談の上、変更等承認届出書（様式第4号）を提出してください。

変更内容の例：浄化槽機種の変更、浄化槽設備士の変更、事業費の変更、
住所の変更、浄化槽設置工事の中止または廃止 等

○根切り工事、山留め工事を行う場合の危害の防止について

根切り工事を行う際は、深さや地層、地下水、周辺工作物の状況などに配慮し、必要に応じて水替え工事や土留め工事を行うなど、工事事故の防止と安全管理を行い、適正に施工してください。（建築基準法施行令第136条の3第4項の規定のとおり。）

○中間検査について

全ての申請について、中間検査を行います。次のことにご注意ください。

①中間検査は、上スラブコンクリート打設前に行います。

②中間検査は、工事を担当する浄化槽設備士と市の担当者で行います。中間検査の予約は、日程にゆとりを持って、ご予約ください。

中間検査連絡先：資源循環課 TEL0270-27-2732（直通）

③中間検査を受検しなかった場合は補助金の交付決定が取り消しとなる場合があります。

○既存単独処理浄化槽又はくみ取り槽撤去不能について

①既存単独処理浄化槽の撤去工事が物理的に困難な状態にあり、撤去又は再利用できないことがやむを得ないと市担当者が認めた場合に限り、転換設置の代わりに準転換設置として補助金を交付します。準転換設置として補助金を申請する場合、撤去工事補助の対象となりません。

②くみ取り槽が基礎と一体になっていて撤去ができない場合、申請前に資源循環課窓口での事前相談を行い、市の担当者による現地確認を受ける必要がありますので、必ず事前にご相談ください。

※撤去又は再利用できないことがやむを得ないと市担当者が認めない単独処理浄化槽又はくみ取り槽を故意に撤去又は再利用しない場合、補助金の対象となりません。

●実績報告書の提出について

提出期限 補助対象工事が完了した日から30日以内または
令和8年2月27日（金）のいずれか早い日まで（期限厳守）

実績報告に必要な書類

①	実績報告書（様式第6号）	☐
②	領収書及び工事明細書の写し ※工事内容がわかる明細の添付が必要	☐
③	浄化槽設置工程等の写真→「 <u>実績報告書添付写真の撮り方</u> 」参照	☐
④	浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し → <u>契約書に浄化槽法定検査（11条検査）手数料が記載されているもの</u>	☐
⑤	浄化槽法定検査申込書（7条検査）の写し→ <u>検査手数料振込後のもの</u>	☐
⑥	請負工事業者が行った浄化槽設置工事チェックリスト（別紙3）	☐
⑦	単独処理浄化槽等の適切な撤去をした場合は、その撤去作業工程等の写真及び浄化槽使用廃止届の写し→ <u>中部環境事務所の受付印が押されたもの</u> ※既存単独処理浄化槽等の撤去が行えなかった場合は、埋め戻し作業工程等の写真及び浄化槽使用廃止届の写し	☐
⑧	雨水貯留施設として改修した場合は、その改修作業工程等の写真及び浄化槽使用廃止届の写し	☐
⑨	その他市長が必要と認める書類 ・既成底版コンクリート（プレキャスト）を使用した場合は、出荷証明書（納品書も可） ・申請時と実績報告時の住所が変わる場合（主に建替等設置）は、変更等承認届出書（様式第4号） ・配置図に変更があった場合は、竣工時の配置図（設置する浄化槽や宅内配管の経路、柵の位置など）	☐

●補助金の請求について

補助金の請求に必要な書類

①	浄化槽整備事業費補助金交付請求書（様式第8号） ※押印必要	☐
②	通帳の写し （ <u>金融機関名、支店名、口座番号、口座名義カナ</u> が確認できる部分の写し）	☐

補助金申請受付・問い合わせ先 伊勢崎市環境部資源循環課
〒372-0824 伊勢崎市柴町 954 番地
電話 0270-27-2732（直通）
FAX 0270-27-5388
E-mail sigen@city.isesaki.lg.jp